

災害時要援護者支援事業の名簿提供及びハンドブックの送付について

災害時要援護者支援事業については、ひっとプラン港北の各地区計画のなかの「災害に備えた要援護者支援の仕組みづくり」の一つとして、各自治会町内会で日頃よりご尽力いただきまして、ありがとうございます。

災害時要援護者名簿につきまして、平成 30 年度の名簿を提供いたします。

また、昨年多くの自治会町内会にご協力をいただき作成しました災害時要援護者支援事業取組ハンドブックについても、併せて送付いたします。

1 災害時要援護者名簿の提供について（協定締結地区のみ）

(1) 名簿の提供方法について

2月の区連会以降、**ゆうパック**で送付します。

- ◆ 地区連合単位で協定を締結している地区・・・連合町内会長宛に送付します。
(綱島、大曾根、樽町、師岡、大倉山、城郷、新羽、新吉田、新吉田あすなろ)
- ◆ 単位自治会町内会ごとに協定を締結している地区・・・単位町内会長宛に送付します。
(日吉、菊名、篠原、高田)

(2) 名簿の返却について

平成 29 年度の名簿については、名簿とともに同封している**レターパック**に入れ、4月26日(金)までに返却をお願いします。

(3) 情報取扱者届(兼個人情報保護研修受講報告書)＜第2号様式＞の提出について

名簿を取り扱う方は、全員、毎年1回、個人情報保護研修を受講することとなっています。各単位町内会で、研修を実施後、同封しております返信用の茶封筒に入れて、5月31日(金)までに返信をお願いします。

※ 期限に間に合わない場合は、下記連絡先までご連絡ください。

2 ハンドブックの送付について（全自治会町内会対象）

災害時要援護者支援事業取組ハンドブックは自治会町内会に3部、合同メールでお送りします。日頃の見守りなどの活動のご参考にしてください。

担当：高齢・障害支援課 高齢・障害係
廣瀬、佐藤、東
電話：540-2317
FAX：540-2396